

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成21年11月13日
【会社名】	株式会社マルタイ
【英訳名】	MARUTAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒見 俊夫
【本店の所在の場所】	福岡市西区周船寺三丁目23番42号
【電話番号】	092(807)0711
【事務連絡者氏名】	総務部長 有田 誠
【最寄りの連絡場所】	福岡市西区周船寺三丁目23番42号
【電話番号】	092(807)0711
【事務連絡者氏名】	総務部長 有田 誠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,559,250,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

種類	発行数	内容
普通株式	3,850,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成21年11月13日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	3,850,000株	1,559,250,000	781,550,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	3,850,000株	1,559,250,000	781,550,000

(注)1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は777,700,000円であります。

3. 割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称	西部瓦斯株式会社
割当株数	1,925,000株
払込金額	779,625,000円
割当予定先の内容	
住所	福岡市博多区千代一丁目17番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 田中 優次
資本の額	20,629百万円
事業の内容	都市ガスの製造、供給、販売等
大株主及び持株比率	日本生命保険相互会社8.67% 株式会社福岡銀行4.93% 株式会社西日本シティ銀行4.90% 株式会社三井住友銀行4.70% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)2.67% 西部瓦斯持株会2.38% 中央三井信託銀行株式会社2.28% 第一生命保険相互会社2.05% あいおい損害保険株式会社1.90% S G 共栄会1.71%
当社との関係	
出資関係	
当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません
割当予定先が保有している当社の株式の数	1,280,000株
取引関係等	
取引関係	当社は、西部瓦斯株式会社の連結子会社である西部ガスエネルギー株式会社からプロパンガスを購入しております。
人的関係	割当予定先の取締役1名が当社の社外監査役を兼務しております。 また、割当予定先の出身者1名が当社の代表取締役に、並びに2名が当社の取締役に就任しております。
当該株券の保有に関する事項	割当株式の発行から2年以内に割当新株の譲渡を行った場合には、その内容を当社に報告する旨の確約書を締結する予定であります。

(注)1 割当予定先の内容の欄は、平成21年3月31日現在のものです。

2 当社との関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

割当予定先の氏名又は名称	サンヨー食品株式会社
割当株数	1,925,000株
払込金額	779,625,000円
割当予定先の内容	
住所	本社 東京都港区赤坂三丁目5番2号(サンヨー赤坂ビル7階) 管理本部 群馬県前橋市朝倉町555の4
代表者の氏名	代表取締役社長 井田 純一郎
資本の額	500百万円
事業の内容	即席めん類その他食料品の製造販売
大株主及び持株比率	太平食品工業株式会社50.0%
当社との関係	
出資関係	
当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
取引関係等	
取引関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
当該株券の保有に関する事項	割当株式の発行から2年以内に割当新株の譲渡を行った場合には、その内容を当社に報告する旨の確約書を締結する予定であります。

(注) 1 割当予定先の内容の欄は、平成21年3月31日現在のものです。

2 当社との関係の欄は、本届出書提出日現在のものです。

募集の目的及び理由

昨今の即席めん業界では、消費マインドの低下、資材価格の高騰、競争の激化などで企業の経営環境が一段と厳しさを増しており、原料調達・商品開発・生産・物流の効率化を図りながら、自社の強みを活かした差別化を推進していくことが求められています。

当社では来年、会社設立50周年の節目の年を迎えるにあたり、生産体制の見直しなど一層の経営効率化を目指し、福岡工場の新設移転を計画するなど事業基盤の強化を推進しております。

このような背景のもと、即席めん市場での競争力の強化、さらには将来に向けた持続的な事業発展を目的として、同業の大手メーカーとの提携関係を構築し、協働シナジーを発揮していくことが更なる企業価値の向上に資するとの判断から、先般、サンヨー食品株式会社との間で資本・業務提携に関する基本合意書を締結いたしましたところあります。

今後における自己資本の充実及び財務の健全性の強化を目的として、工場移転のための設備投資を早期に実行し、収益構造の改善を図るためには一定規模の増資が必要と考え、第三者割当増資を行うことといたしました。

割当先を選定した理由

今回の増資にあたっては、西部瓦斯株式会社及びサンヨー食品株式会社を割当先として選定いたしました。

西部瓦斯株式会社は当社の筆頭株主であり、今後の事業展開を行っていくうえで安定株主として重要な関係先と考えております。近年、同社グループでは、地場の有名中華料理店「株式会社八仙閣」の株式を取得(100%)されたほか、無農薬でリーフレタスを水耕栽培して販売する事業を開始して農業分野に進出されるなど、食品関連事業にも注力されております。今後、当社が将来に亘り安定的に事業を推進していくためには、地元の有力企業であります西部瓦斯株式会社との関係をより一層強化することは、当社の企業価値向上に繋がるものと考えております。

サンヨー食品株式会社は、即席めん業界の上位に位置し、サッポロ一番・カップスター等テレビCMなどで販売促進を行い、長年にわたり独自のブランドを堅実に維持しており、同業メーカーとして共感するところが多く、今後、相互に友好的な関係が構築できるものと考えております。なお、具体的な業務提携の内容については今後協議を進めてまいります。

(反社会的勢力との関わりについて)

西部瓦斯株式会社については、同社発行の「コーポレート・ガバナンス報告書」にて、反社会的な勢力との関わりは一切有していないことを確認しております。

サンヨー食品株式会社については、第三者機関による調査を行い、反社会的な勢力との関わりは一切有していないことを確認しております。

上記のとおり、割当先、当該割当先の役員または主要株主が反社会的な勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を証券会員制法人福岡証券取引所に提出しております。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
405	203	1,000株	平成21年11月30日(月)	-	平成21年11月30日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとし、

5. 発行条件等の合理性及びその具体的内容

払込金額の算定根拠

発行価格については、直近平均株価が客観的であると判断し、当該増資に係る取締役会決議日の直前日から遡る直近3か月の証券会員制法人福岡証券取引所における当社株式の終値の平均423円(小数点以下を四捨五入)を参考として405円と致しました。(ディスカウント率は、4.26%)

直近の当社の株価は平成21年10月22日のサンヨー食品株式会社との資本・業務提携に関する基本合意書の締結以降大きく上昇しており、最近の1年間では見られなかった動きを示しております。発行価格を決定するに当たり最近の特定日の株価を参考にする場合には、当社の企業価値を反映した株価とはいえないおそれもあり、直近の3か月の平均株価を反映させることが妥当と考え、平成21年8月13日から平成21年11月12日までの終値平均を参考といたしました。

なお、この発行価格については、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠したものであります。

従って、今回の第三者割当による新株式の発行価格は、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額には該当しないものと考えます。この点につきましては、当社顧問弁護士からの意見書にて確認致しております。

発行数量及び株式の希釈化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当による新株式の発行数は3,850,000株(議決権数3,850個)であり、現在の当社の発行株式総数5,760,000株(総議決権数5,684個)に対して66.84%の割合(議決権における割合67.73%)で希釈化が生じます。

しかしながら、本件第三者割当は、調達した資金を新工場建設投資に充当することにより生産体制の合理化と品質管理の向上を図り、即席めん市場における競争力を強化することを目的としております。よって、本件増資は、将来に亘り当社の収益性の向上に寄与することが見込まれ、当社の事業基盤の確立、財務体質の強化を図ることができるものと考えております。以上の理由により、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の募集規模は合理的であると考えております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社マルタイ 総務部	福岡市西区周船寺三丁目23番42号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社福岡銀行 渡辺通支店	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,559,250,000	6,500,000	1,552,750,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の内訳は、登録免許税、その他費用を予定しております。

(2)【手取金の使途】

当社では、前述のとおり平成21年10月22日、サンヨー食品株式会社との間で資本・業務提携に関する基本合意書を締結し、今後、詳細な検討、協議を進めることと致しております。これと並行して、福岡県前原市に建設を予定しております当社新工場の設備計画、建設スケジュールを含めた事業展開の抜本的な再検討を行っており、建設資金については当初の資金計画より大幅な増加が見込まれ、手許資金では不足が生じると考えております。当社の財務基盤の強化及び手許流動性資金を確保するために、借入金ではなく本件増資を行うことといたしました。

今回の新株発行に伴う上記手取概算額1,552,750,000円については、新工場の建物及び製造ライン等の設備資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第46期事業年度)に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成21年11月13日)までの間において追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、追加箇所については_____ 野で示しております。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成21年11月13日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

資材価格高騰について

効率的な生産体制の確立により製造原価の低減に努めておりますが、主原材料であります小麦粉の価格高騰また、原油価格の高騰は各種資材等の仕入価格や製品搬送費に直接影響を及ぼしており、これらの費用の増加は、業績に大きな影響を与える可能性があります。

新製品開発について

即席めん業界では、カップめんを中心に新製品開発競争が展開され、数多くの新製品が市場に投入されております。同時に市場の進化のスピードが速く、新製品の定着率が極めて低い状況にあります。

そのような中、多様化する市場ニーズにマッチした新製品の開発は、即席めんメーカーの命運を左右するものであります。

製品の安全性確保について

当社は、食品衛生法の規制を受けております。衛生管理の徹底のみならず、不良品の発生防止に細心の注意を払っていく方針であります。

不良品の発生は、当社業績に重大な結果を及ぼす可能性があります。

販売動向について

即席めん製造業は、成熟産業であり各社の生産能力は過剰の状況にあることから、厳しい価格競争が展開されております。

一方、販売促進費率は一旦適正な水準に落ちつきが図られましたが、今後は値下げ圧力が一段と厳しさを増すことが予測され、その動向が業績に甚大な影響が出ることは必至であります。

株式の希釈化について

当社は、「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載のとおり、平成21年11月13日開催の取締役会において、本第三者割当増資を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資の規模は、本第三者割当増資実施前の当社の発行済普通株式の株式総数の66.84%(本第三者割当増資実施後の当社の発行済普通株式総数の40.06%)であり、当社株式の大幅な希釈化が生じることとなります。その結果、当社の株価形成等に影響を与える可能性があります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第46期)	自 平成20年2月1日 至 平成21年1月31日	平成21年4月23日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	(第47期 第2四半期)	自 平成21年5月1日 至 平成21年7月31日	平成21年9月14日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年9月11日

株式会社 マルタイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 工藤 雅春 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内納 憲治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルタイの平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第47期事業年度の第2四半期会計期間(平成21年5月1日から平成21年7月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成21年2月1日から平成21年7月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルタイの平成21年7月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年4月24日

株式会社マルタイ

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 奥村 勝美 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 内納 憲治 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルタイの平成19年2月1日から平成20年1月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルタイの平成20年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月23日

株式会社マルタイ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥村 勝美 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内納 憲治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルタイの平成20年2月1日から平成21年1月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルタイの平成21年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。